

社会福祉協議会への寄附金は『税額控除制度』が適用されます

大阪狭山市社会福祉協議会（社協）への寄附金については、租税特別設置法が改正されたことに伴い、従来からの所得控除制度に加えて、平成25年2月4日以降の寄附より、税額から直接控除される『税額控除制度』の適用も受けることが出来るようになりました。

また、社協会員会費も税額控除制度の対象となります。（組織構成会員会費は対象外です。）

～ どちらか有利な方を選択することが出来ます ～

(A) 所得控除の場合

高所得で税率が高い人ほど減税効果があります

その年に支払った
特定寄附金の合計額

－ 2,000円 を年間の所得金額から控除

(B) 税額控除の場合

税額から直接控除するため、小口の寄付でも減税効果があります

その年に支払った
特定寄附金の合計額

－ 2,000円 × 40% を所得税額から控除

※ただし、控除が受けられる特定寄附金の合計額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※控除を受けるためには**確定申告**が必要です。

本会の発行した「受領書」及び「税額控除に係る証明書」の写しを添付し申告して下さい。

「税額控除に係る証明書」の写しは、本会HPよりダウンロードできます。

確定申告の手続きに関することは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

皆さまから頂いたご寄付は、地域福祉活動の貴重な財源として、地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動などに活用させていただきます。

<お問い合わせ> 社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会
〒589-0021 大阪狭山市今熊1-85
TEL : 072-367-1761 / FAX : 072-366-7407
URL : <http://www.osaka-sayama.or.jp>